

○島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則

平成11年6月29日  
島根県規則第80号

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則をここに公布する。

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県ひとにやさしいまちづくり条例(平成10年島根県条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的施設)

第2条 条例第12条第1項の規則で定める施設は、別表第1の公共的施設の欄に掲げる施設とする。

(整備基準)

第3条 条例第12条第2項の規則で定める整備基準は、別表第2のとおりとする。

(適合証の交付の請求)

第4条 条例第14条第1項の規定による適合証の交付の請求は、適合証交付請求書(様式第1号)に、施設整備項目調書(様式第2号)及び別表第3に掲げる図書を添えて行わなければならない。

2 条例第14条第1項の規定により交付する適合証は、様式第3号による。

(平12規則21・一部改正)

(特定公共的施設)

第5条 条例第17条の規則で定める施設は、別表第1の公共的施設の欄に掲げる施設のうち、同表特定公共的施設の欄に掲げる施設とする。

(特定公共的施設の新築等の届出)

第6条 条例第17条の規定による届出は、特定公共的施設の新築等の工事に着手する日の21日前までに、特定公共的施設新築等届(様式第4号)に、施設整備項目調書及び別表第3に掲げる図書を添えて行わなければならない。

2 条例第17条の規定による届出の内容の変更の届出は、あらかじめ特定公共的施設新築等変更届(様式第5号)に施設整備項目調書及び別表第3に掲げる図書(変更に係るものに限る。)を添えて行わなければならない。

3 条例第17条の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 整備基準が適用されない部分の工事の内容の変更
- (2) 工事の着手又は完了の予定年月日に係る変更  
(平12規則21・一部改正)

(身分証明書)

第7条 条例第19条第3項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第6号による。  
(平12規則21・一部改正)

(公表)

第8条 条例第20条の規定による公表は、島根県報に登載する方法により行うものとする。

(国等に準ずる者)

第9条 条例第21条第1項の規則で定める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の規定の適用について、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人
- (2) 土地開発公社  
(平19規則107・一部改正)

(公共車両等)

第10条 条例第22条の規則で定める鉄道の車両、自動車及び船舶は、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年国土交通省令第151号)第2条第12号に規定する旅客車
- (2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- (3) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する船舶  
(平24規則39・一部改正)

(公共的工作物)

第11条 条例第23条の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 信号機
- (2) 公衆電話所
- (3) バスの停留所
- (4) 案内標識(道路法(昭和27年法律第180号)第45条第1項に規定する道路標識を除く。)
- (5) 現金自動支払所

(6) 自動販売機

(書類の提出部数等)

第12条 条例の規定により知事に提出する書類の部数は、正本一部及び副本一部とする。

2 前項の書類は、公共的施設の所在地を管轄する支庁又は県土整備事務所の長を経由するものとする。ただし、次の各号に掲げる書類にあっては、当該各号に掲げる者を経由するものとする。

(1) 松江市、浜田市、益田市、大田市又は安来市の区域内にある建築物(浜田市、益田市、大田市又は安来市の区域内にあっては、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物に限る。)に係る条例第17条の規定による届出 当該公共的施設の所在地を管轄する市長及び県土整備事務所の長

(2) 海岸に係る公共的施設に係る書類 海岸保全区域の占用等に関する規則(昭和34年島根県規則第10号)第14条に規定する支庁、水産事務所又は県土整備事務所の長  
(平12規則13・平16規則23・平18規則17・平18規則92・平19規則107・平24規則39・一部改正)

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から21日以内に特定公共的施設の新築等の工事に着手する者に係る第6条第1項の規定の適用については、同項中「特定公共的施設の新築等の工事に着手する日の21日前までに」とあるのは「あらかじめ」とする。

附 則(平成12年規則第13号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年規則第23号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第76号)

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第17号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第92号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第43号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第77号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第88号)

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行する。

(施行の日 = 平成19年12月26日)

附 則(平成19年規則第107号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第39号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1(第2条、第5条関係)

(平17規則76・平18規則92・平19規則77・平19規則88・平19規則107・平20規則63・平24規則39・一部改正)

## 1 建築物

区分	公共的施設	特定公共的施設
病院等	医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所	すべての施設
興行場等	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	用途面積(公共的施設の用途に供する部分(駐車場にあっては、駐車用に供する部分)の床面積(増築等の場合にあっては、別表第2に定める整備基準に係る増築等に係る部分の床面積)の合計をいう。以下同じ。)が500平方メートル以上の施設又は用途面積が500平方メートル未満の施設であって複合施設に存するもの
集会場	集会場又は公会堂	すべての施設

展示場	展示場	用途面積が1,000平方メートル以上の施設 又は用途面積が1,000平方メートル未満の施設 であって複合施設に存するもの
物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	用途面積が300平方メートル以上の施設 又は用途面積が300平方メートル未満の施設 であって複合施設に存するもの
卸売市場	卸売市場	
宿泊施設	旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条 第1項に規定する旅館業(下宿営業を除く。) の施設	用途面積が1,000平方メートル以上の施設 又は用途面積が1,000平方メートル未満の施設 であって複合施設に存するもの
社会福祉施設等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設</li> <li>2 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設、同法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設及び同法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設</li> <li>3 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する保護施設</li> <li>4 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に規定する授産施設又は同条第3項第11号に規定する隣保館等</li> <li>5 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第3項及び第4項に規定する事業を行う施設、同法第5条の3に規定する老人福祉施設又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム</li> <li>6 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第39条に規定する母子福祉施設</li> <li>7 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人保健施設</li> <li>8 売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設</li> <li>9 母子保健法(昭和40年法律第141号)第</li> </ol>	すべての施設

	22条第2項に規定する母子健康センター	
体育施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スケート場、スキー場、ゴルフ場、スポーツの練習場その他これらに類する施設	用途面積が500平方メートル以上の施設又は用途面積が500平方メートル未満の施設であって複合施設に存するもの
遊技施設等	カラオケボックス、ダンスホール、射的場、ビリヤード場、ゲームセンター、マージャン屋、ぱちんこ屋、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する施設	用途面積が500平方メートル以上の施設又は用途面積が500平方メートル未満の施設であって複合施設に存するもの
図書館等	図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館その他これらに類する施設	すべての施設
公衆浴場	公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場	用途面積が300平方メートル以上の施設又は用途面積が300平方メートル未満の施設であって複合施設に存するもの
飲食店	食堂、料理店、レストランその他の飲食店	用途面積が300平方メートル以上の施設又は用途面積が300平方メートル未満の施設であって複合施設に存するもの
理容所及び美容所	理容師法(昭和22年法律第234号)第1条の2第3項に規定する理容所又は美容師法(昭和32年法律第163号)第2条第3項に規定する美容所	用途面積が50平方メートル以上の施設又は用途面積が50平方メートル未満の施設であって複合施設に存するもの
金融機関の施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林中央金庫の事務所</li> <li>2 商工組合中央金庫の事務所</li> <li>3 農業協同組合又は農業協同組合連合会の事務所(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第2号に規定する事業を行うものに限る。)</li> <li>4 証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第9項に規定する証券会社の本店、支店その他の営業所</li> <li>5 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第2条に規定する水産業協同組合の事務所(同法第11条第1項第4号に規定する事業を行うものに限る。)</li> <li>6 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第</li> </ol>	すべての施設

	<p>181号)第3条第2号に規定する信用協同組合の事務所</p> <p>7 信用金庫の事務所</p> <p>8 労働金庫の事務所</p> <p>9 銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行の本店、支店その他の営業所</p>	
通信施設	郵便事業株式会社又は郵便局株式会社の事務所又は営業所	すべての施設
公共交通機関の施設	<p>1 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項に規定する鉄道施設のうち旅客を取り扱う駅</p> <p>2 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第7号に規定する旅客施設</p> <p>3 空港法(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港における航空旅客取扱施設</p> <p>4 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第6項に規定するパスターミナル</p>	すべての施設
サービス業を営む店舗	質屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第2項に規定する質屋の営業所、クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第2条第4項に規定するクリーニング所(洗濯物の処理のみを行うものを除く。)、貸衣装屋、旅行代理店その他これらに類するサービス業を営む店舗	用途面積が100平方メートル以上の施設又は用途面積が100平方メートル未満の施設であって複合施設に存するもの
公衆便所	公衆便所	すべての施設
駐車場	駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場(駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置のみを用いるものを除く。以下「路外駐車場」という。)	用途面積が500平方メートル以上の施設又は用途面積が500平方メートル未満の施設であって複合施設に存するもの
官公庁の施設	国、地方公共団体又は第9条に規定する者が事務を処理するために使用する庁舎その他の施設	すべての施設

事務所	事務所	
火葬場	墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第7項に規定する火葬場	すべての施設
学校等	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校、道路交通法(昭和35年法律第105号)第98条第1項に規定する自動車教習所又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第1項各号に掲げる施設	すべての施設
学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
共同住宅等	共同住宅、寄宿舎又は下宿	戸数が30以上である共同住宅又は室数が30以上である寄宿舎
工場	工場	

## 2 建築物以外の施設

区分	公共的施設	特定公共的施設
道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(自動車のみの一般交通の用に供するものを除く。)で歩道を設置するもの	すべての施設
公園	公園その他これに類する施設のうち次に掲げるもの(建築物に該当するものを除く。) 1 児童福祉法第40条に規定する児童遊園 2 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園又は公の施設 3 動物園、植物園又は遊園地(2に掲げる都市公園に設けるものを除く。)	公共的施設の用途に供する部分の面積が2,500平方メートル以上の施設
河川	その区域に河川法(昭和39年法律第167号)第6条に規定する河川区域を含む公園及び高水敷広場	公共的施設の用途に供する部分のうち河川区域の面積が1,000平方メートル以上の施設
海岸	海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項又は第2項の規定により指定された海岸保全	すべての施設

	区域内の堤防又は護岸で海浜を利用するための施設(建築物に該当するものを除く。)を設置するもの	
建築物以外の路 外駐車場	路外駐車場のうち建築物でないもの	駐車の用に供する部分の面積が500平方メートル以上の施設

## 備考

- 1 建築物とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物のうち、同法第3条第1項各号に規定する建築物及び文化財保護法(昭和25年法律第214号)第143条第1項又は第2項の伝統的建造物群保存地区内における同法第2条第1項第6号の伝統的建造物群を構成している建築物以外の建築物をいう。
- 2 増築等とは、増築、改築、建築基準法第2条第14号の大規模の修繕及び同条第15号の大規模の模様替えをいう。
- 3 複合施設とは、2以上の公共的施設が存する施設(共用部分に直接地上に通ずる主要な出入口を含むものに限る。)で当該2以上の公共的施設に係る用途面積が1,000平方メートル以上のものをいう。

## 別表第2(第3条関係)

(平17規則76・平19規則43・平24規則39・一部改正)

### 1 建築物

整備項目	整備基準
1 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)	<p>利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 駐車場、学校等(特別支援学校を除く。)及び共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端又は下端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるもの(以下「点状ブロック等」という。)を敷設すること。ただし、勾こう配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端若しくは下端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾こう配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端若しくは下端に近接するもの又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。</p>
2 階段	<p>利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 踊場を除き、手すりを設けること。</p>

	<p>イ 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>オ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>カ 駐車場、学校等(特別支援学校を除く。)及び共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、段がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>3 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路</p>	<p>利用者の用に供する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 勾こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 両側に高さ5センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものを設けること。</p> <p>オ 駐車場、学校等(特別支援学校を除く。)及び共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合は、この限りでない。</p>
<p>4 便所</p>	<p>(1) 利用者の用に供する便所のうち1(男子用及び女子用の区分がある場合にあつては、それぞれ1)以上の便所は、次に定める構造(用途面積が1,000平方メートル未満の公共的施設(公衆便所を除く。)にあつては、アの(イ)及びウの(イ)に定める構造)とすること(共同住宅等を除く。)</p> <p>ア 1以上の便所は、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>(イ) 腰掛便座及び手すり等を適切に配置すること。</p> <p>イ アに定める構造の便所(以下「車いす使用者用便所」という。)が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を見やすい方法により表示すること。</p>

	<p>ウ 1以上の洗面器は、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 上端の高さは70センチメートル以上80センチメートル以下とし、下端の高さは60センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 給水栓は、レバー式、光感知式その他操作が容易なものとする。</p> <p>(2) 利用者の用に供する男子用小便器のある便所のうち1以上の便所には、床置き式の小便器その他これに類する小便器を1以上設け、その周囲に手すりを設けること(共同住宅等を除く。)</p> <p>(3) 病院等、興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、図書館等、飲食店(用途面積が300平方メートル以上のものに限る。)、公共交通機関の施設、公衆便所及び官公庁の施設にあっては、利用者の用に供する便所のうち1(男子用及び女子用の区分がある場合にあっては、それぞれ1)以上の便所には、乳幼児を置くことができる設備を設けた便房を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。ただし、乳幼児を一時的に預けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 病院等、興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、図書館等又は公共交通機関の施設で用途面積が1,000平方メートル以上のもの及び公衆便所にあっては、利用者の用に供する便所のうち1(男子用及び女子用の区分がある場合にあっては、それぞれ1)以上の便所には乳幼児のおむつ替えができる設備を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(5) 病院等、興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、図書館等、公共交通機関の施設又は官公庁施設で用途面積が3,000平方メートル以上のもの及び公衆便所にあっては、利用者の用に供する便所のうち1(男子用及び女子用の区分がある場合にあっては、それぞれ1)以上の便所には洗浄装置付きの汚物流しを設けた便房を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。</p>
<p>5 駐車場</p>	<p>(1) 利用者の用に供する駐車場には、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車部分(以下「車いす使用者用駐車部分」という。)を設けること(学校等(特別支援学校を除く。))及び共同住宅等を除く。)</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者用駐車部分である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ウ 7の項の(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
<p>6 敷地内の通路</p>	<p>利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 路面は、滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 段がある部分は、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p>

	<p>(ウ) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 勾こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾こう配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(イ) その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 両側に高さ5センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものを設けること。</p>
<p>7 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる構造の経路(以下「利用円滑化された経路」という。)</p>	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれアからウまでに定める経路のうち1以上を、利用円滑化された経路にすること(学校等(特別支援学校を除く。))を除く。)</p> <p>ア 建築物に、利用者の用に供する居室(直接地上へ通ずる出入口のある階(以下この項において「地上階」という。))又はその直上階若しくは直下階のみに居室がある建築物にあつては、地上階にあるものに限る。以下「利用居室」という。)を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室までの経路</p> <p>イ 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。)から当該車いす使用者用便房までの経路</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車部分を設ける場合 当該車いす使用者用駐車部分から利用居室までの経路</p> <p>(2) 利用円滑化された経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 当該利用円滑化された経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 当該利用円滑化された経路を構成する出入口は、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 当該利用円滑化された経路を構成する廊下等は、1の項に定めるもののほか、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 幅は、160センチメートル(共同住宅等に係るもの、用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅等以外の公共的施設に係るもの、3室以下の専用のもの又は車いす使用者の利用上支障のないものにあつては、120センチメートル)以上とすること。</p> <p>(イ) 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること(共同住宅等を除く。)</p> <p>(ウ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>エ 当該利用円滑化された経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、3の項に定めるもののほか、次に定める構造であること。</p>

(ア) 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

(イ) 勾こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

(ウ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

オ 当該利用円滑化された経路を構成する昇降機(カに規定するものを除く。以下同じ。)及びその乗降ロビーは、次に定める構造とすること(共同住宅等を除く。)

(ア) かご(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)は、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車部分がある階及び地上階に停止すること。

(イ) かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

(ウ) かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。

(エ) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。

(オ) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

(カ) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

(キ) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

(ク) 用途面積が1,000平方メートル以上の建築物の利用円滑化された経路を構成する昇降機及びその乗降ロビーにあつては、(ア)から(キ)までに定めるもののほか、次に定める構造であること(駐車場に設けるものは除く。)

a かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

b かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

c かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

(ケ) 用途面積が2,000平方メートル以上の建築物の利用円滑化された経路を構成する昇降機及びその乗降ロビーにあつては、(ア)から(ク)までに定めるもののほか、次に定める構造であること。

a かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。

b かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。

c かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認することができる鏡

	<p>を設けること。</p> <p>d かご内には、手すりを設けること。</p> <p>カ 当該利用円滑化された経路を構成する特殊な構造又は使用形態の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者が円滑に利用することができる特殊な構造又は使用形態の昇降機の構造を定める件(平成15年国土交通省告示第178号)に定める構造とすること。</p> <p>キ 当該利用円滑化された経路を構成する敷地内の通路は、6の項に定めるもののほか、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 幅は、160センチメートル(共同住宅等及び用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅等以外の公共的施設にあっては、120センチメートル)以上とすること。</p> <p>(イ) 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>(ウ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(エ) 路面には、排水溝を設けないこと。ただし、排水溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車いす使用者、つえを使用する者等の通行に支障のないふたを設けた場合は、この限りでない。</p> <p>(オ) 傾斜路は、次に定める構造であること。</p> <p>a 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>b 勾こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>c 高さが75センチメートルを超えるもの(勾こう配が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(3) (1)のアに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)のキの規定によることが困難である場合における(1)及び(2)の規定の適用については、(1)のア中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</p>
<p>8 案内設備までの経路</p>	<p>(1) 駐車場、学校等(特別支援学校を除く。)及び共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、建築物又はその敷地に当該建築物の案内設備を設ける場合は、道等から当該案内設備までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)のうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。)とすること。ただし、建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合する</p>

	<p>ものである場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 視覚障害者利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 当該視覚障害者利用円滑化経路に、線状ブロック等(視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>イ 当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する部分(ただし、1の項のア若しくはイ又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く。)</p>
<p>9 浴室</p>	<p>病院等、宿泊施設又は社会福祉施設等で用途面積が1,000平方メートル以上のもの及び公衆浴場にあつては、1(男子用及び女子用の区分がある場合にあつては、それぞれ1)以上の浴室(共同のものに限る。)は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 脱衣室及び洗い場の出入口は、7の項の(2)のイに準じた構造とすること。</p> <p>イ 脱衣室、洗い場及び浴槽には、手すりを設けること。</p> <p>ウ 1以上の給水栓は、レバー式その他操作が容易なものとする。</p>
<p>10 客席</p>	<p>(1) 興行場等又は集会場で固定式のいすの席の数が500以上のものには、車いす使用者が客席として利用できる部分(以下「車いす使用者用客席部分」という。)及び聴覚障害者用の集団補聴装置を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用客席部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 車いす使用者1人につき、幅は90センチメートル以上とし、奥行きは110センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 床の表面は、平坦とし、滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ウ 床は、水平とすること。</p> <p>エ 車いす使用者用客席部分である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(3) 車いす使用者用客席部分に通ずる7の項の(2)のイに定める構造の出入口から当該車いす使用者用客席部分に至る客席内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 勾こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(イ) 高さが75センチメートルを超えるもの(勾こう配が20分の1を超えるものに限</p>

	<p>る。)にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(ウ) 勾こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(4) 車いす使用者用客席部分は、当該車いす使用者用客席部分に通ずる7の項の(2)のイに定める構造の出入口から当該車いす使用者用客席部分に至る経路((2)に定める構造の客席内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
<p>11 授乳所その他これに類するもの(以下「授乳所等」という。)</p>	<p>興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、体育施設又は図書館等で用途面積が3,000平方メートル以上のもの、母子福祉施設及び官公庁施設のうち地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項に規定する保健所又は同法第18条第1項に規定する市町村保健センターにあつては、次に掲げる設備を備えた授乳所等を設けること。</p> <p>ア 乳幼児用ベッドその他これに類するもの</p> <p>イ 手洗設備</p> <p>ウ 給湯器</p> <p>エ いす</p>
<p>12 客室</p>	<p>宿泊施設で客室の数が50以上であるものにあつては、1以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口は、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、当該戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。</p> <p>ウ 次に定める構造の便所を設けること。</p> <p>(ア) 便所内に4の項の(1)のアに定める車いす使用者用便房を設けること。</p> <p>(イ) 便所内に設ける洗面器は、4の項の(1)のウに定めるものとすること。</p> <p>(ウ) 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、アに定める構造とすること。</p> <p>エ 次に定める構造の浴室を設けること。</p> <p>(ア) 脱衣室及び洗い場の出入口は、アに定める構造とすること。</p> <p>(イ) 9の項のイ及びウに定める構造とすること。</p>
<p>13 更衣室及びシャワー室</p>	<p>体育施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、1(男子用及び女子用の区分がある場合にあつては、それぞれ1)以上の更衣室及びシャワー室は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口は、7の項の(2)のイに準じた構造とすること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。</p> <p>ウ 壁には、手すりを設けること。</p>

	エ 1以上の給水栓は、レバー式その他操作が容易なものとする事。
14 レジ通路(商品等の代金を支払う場所における通路をいう。以下同じ。)及び改札口	1以上のレジ通路及び改札口は、次に定める構造とする事。 ア 幅は、80センチメートル以上とする事。 イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない事。 ウ 床は、水平とする事。
15 案内板	公共的施設全体の概要を示す案内板のうち1以上の案内板は、次に定める構造(直接地上に通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導できる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合にあつては、アに定める構造)とする事。 ア 文字等は、地色と明度の差が大きい色とすること等により読みやすいものとする事。 イ 点字による表示をすること。

(注) この表において「利用者の用に供する」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第16号に規定する特定建築物である施設については「多数の者が利用する」を、同法第2条第17号に規定する特別特定建築物である施設については「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」をいう。

## 2 道路

整備項目	整備基準
1 歩道	歩道は、次に定める構造とする事。 1 路面は、滑りにくい材料で仕上げる事。 2 有効幅員は、200センチメートル以上とする事。 3 横断こう配は、2パーセント以下とする事。 4 路面に排水溝を設ける場合においては、車いす使用者、つえを使用する者等の通行に支障のないふたを設ける事。 5 横断歩道その他歩行者の横断の用に供する場所に接する部分は、次に定める構造とする事。 ア こう配は、8パーセント以下とする事。 イ 車道との段差は、2センチメートルを標準とする事。 6 鉄道等の交通機関の施設から視覚障害者の利用が多い施設に至る歩道及び視覚障害者の注意を喚起する必要がある部分に敷設する視覚障害者誘導用ブロックは、次に定める構造とする事。 ア 材料は、歩行性及び耐久性に優れたものを用いる事。 イ 表面は、周囲の路面材の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらの色と識別しやすいものとする事。

<p>2 横断歩道橋</p>	<p>横断歩道橋を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</li> <li>2 階段、踊り場及び傾斜路には、両側に手すりを設けること。</li> <li>3 階段には回り段を設けないこと。ただし、回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。</li> <li>4 階段又は傾斜路の上端又は下端に近接するその踊り場、横断歩道橋及び歩道の部分には、歩行性及び耐久性に優れた注意喚起用床材を敷設すること。</li> <li>5 次に定める構造の照明設備を設けること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 光源は、けい光ランプ又はけい光水銀ランプとすること。</li> <li>イ 床面において20ルクス以上の照度を確保することができること。</li> </ul> </li> </ol>
<p>3 地下横断歩道</p>	<p>地下横断歩道を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 路面は、滑りにくい材料で仕上げること。</li> <li>2 階段、踊り場及び傾斜路には、両側に手すりを設けること。</li> <li>3 階段又は傾斜路の上端又は下端に近接するその踊り場、地下横断歩道及び歩道の部分には、歩行性及び耐久性に優れた注意喚起用床材を敷設すること。</li> <li>4 次に定める構造の照明設備を設けること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 光源は、けい光ランプ又はけい光水銀ランプとすること。</li> <li>イ 出入口(入口から出口が見通せないものに限る。)の床面において100ルクス以上、階段及び通路の床面において50ルクス以上の照度を確保することができること。</li> </ul> </li> <li>5 階段、通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、不燃材料とすること。</li> </ol>

### 3 公園

整備項目	整備基準
<p>1 出入口</p>	<p>1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</li> <li>2 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、やむを得ず生ずる段差であり、かつ、当該段差が2センチメートル以下である場合は、この限りでない。</li> <li>3 車止めのためのさくを設ける場合においては、当該さくの間隔は、90センチメートルが標準であること。</li> </ol>
<p>2 園路(歩行の用に供するものに限る。以下同じ。)</p>	<p>1の項に定める構造の出入口に通ずる主たる園路は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 路面は、滑りにくい材料で仕上げること。</li> <li>2 階段を設ける場合においては、当該階段は、1の表の3の項の1(エに係る部分を除く。)に定める構造に準じたものであること。</li> <li>3 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</li> <li>4 縦断こう配は、6パーセント以下とすること。この場合において、3パーセント以上の部分が50メートル以上続くときはその途中に150センチメートル以上の水平な区間を設け、4パーセ</li> </ol>

	<p>ント以上の部分は手すりを設けること。</p> <p>5 路面に排水溝を設ける場合においては、車いす使用者、つえを使用する者等の通行に支障のないふたを設けること。</p> <p>6 緑線によって区画された敷地の部分を切り下げる場合においては、園路に接する切下げ部分の有効幅員は120センチメートル以上とし、こう配は8パーセント以下とすること。</p> <p>7 傾斜路を設ける場合においては、その両側に高さ10センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものを設けること。</p>
3 駐車場	<p>1 駐車場には、車いす使用者用駐車部分を設けること。</p> <p>2 車いす使用者用駐車部分は、2の項に定める構造の園路に接続した駐車場出入口に最も近い位置に設けること。</p> <p>3 車いす使用者用駐車部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者用駐車部分である旨を見やすい方法により表示すること。</p>
4 案内板	<p>公園全体の概要を示す案内板のうち1以上の案内板の文字等は、地色と明度の差の大きい色とすること等により読みやすいものとすること。</p>

#### 4 河川

整備項目	整備基準
1 傾斜路	<p>堤防ののり面又は護岸に傾斜路を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、河川の治水、利水又は環境に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。</p> <p>1 路面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>3 縦断こう配は、8パーセント以下とすること。この場合において、3パーセント以上の部分が50メートル以上続くときは、その途中に150センチメートル以上の水平な区間を設けること。</p> <p>4 起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部には、150センチメートル以上の水平な区間を設けること。</p> <p>5 水辺側の路側部には、高さ10センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものを設けること。</p>
2 遊歩道	<p>公園又は高水敷広場に遊歩道を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、河川の治水、利水又は環境に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。</p> <p>1 路面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>3 横断こう配は、2パーセント以下とすること。</p> <p>4 縦断こう配は、6パーセント以下とすること。この場合において、3パーセント以上の部分が50メートル以上続くときは、その途中に150センチメートル以上の水平な区間を設けること。</p> <p>5 起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部には、150センチメートル以上の水平な区間を設けること。</p>

	6 水辺に接する部分には、高さ10センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものを設けること。
3 階段	<p>堤防ののり面又は護岸に階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、河川の治水、利水又は環境に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</li> <li>2 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</li> <li>3 つまづきにくい構造とすること。</li> </ol>

## 5 海岸

整備項目	整備基準
1 傾斜路	<p>堤防又は護岸に傾斜路を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、海岸の防護、環境又は利用に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 路面は、滑りにくい材料で仕上げること。</li> <li>2 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</li> <li>3 縦断こう配は、8パーセント以下とすること。この場合において、3パーセント以上の部分が50メートル以上続くときは、その途中に150センチメートル以上の水平な区間を設けること。</li> <li>4 起点又は終点の部分、屈曲部及び交差部には、150センチメートル以上の水平な区間を設けること。</li> <li>5 水辺側の路側部には、高さ10センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものを設けること。</li> </ol>
2 階段	<p>堤防又は護岸に階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、海岸の防護、環境又は利用に著しい支障を及ぼすものについては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</li> <li>2 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</li> <li>3 つまづきにくい構造とすること。</li> </ol>

## 6 建築物以外の路外駐車場

整備項目	整備基準
駐車場	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 駐車場には、車いす使用者用駐車部分を設けること。</li> <li>2 車いす使用者用駐車部分は、4に定める構造の出入口に最も近い位置に設けること。</li> <li>3 車いす使用者用駐車部分は、次に定める構造とすること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</li> <li>イ 車いす使用者用駐車部分である旨を見やすい方法により表示すること。</li> </ul> </li> <li>4 1以上の歩行者用の出入口は、次に定める構造とすること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</li> </ul> </li> </ol>

	イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
--	-------------------------------

別表第3(第4条、第6条関係)

区分	図書	
	種類	明示すべき事項
建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道の位置及び幅員、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模並びに敷地内における出入口、通路、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法
	各階平面図	縮尺、間取り、各室の用途、床の高低並びに出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法
道路	位置図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、道路の位置及び幅員並びに整備に係る箇所の位置、寸法及び土地の高低
公園	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道の位置及び幅員、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模並びに敷地内における出入口、園路、駐車場その他の主要な施設の位置及び寸法
河川	位置図	縮尺、方位、目標公共物
	平面図	縮尺、方位、流水方向、河川区域界、計画地内における傾斜路、遊歩道、階段その他主要な施設の位置及び寸法
海岸	位置図	縮尺、方位、目標公共物
	平面図	縮尺、方位、海岸保全区域界、計画地内における傾斜路、階段その他主要な施設の位置及び寸法
建築物以外の路 外駐車場	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道の位置及び幅員、土地の高低並びに敷地内における出入口、通路、駐車場その他の主要施設の位置及び寸法